

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 12 日現在

機関番号：32606

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2014～2016

課題番号：26370290

研究課題名（和文）16世紀イングランド文学における浮浪者の表象研究

研究課題名（英文）Study of the Representation of the Vagabonds in 16th Century English Literature

研究代表者

中野 春夫（NAKANO, HARUO）

学習院大学・文学部・教授

研究者番号：30198163

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は16世紀イングランド文学における浮浪者（vagabond）表象の分析である。本研究がこの社会集団に注目する理由は、16世紀の浮浪者が社会変化によって生みだされた近代最初の公的な貧困者たちであり、同時代のイングランド文学がこの集団に対して差別的イメージの原点となる負のステレオタイプを貼りつけたことにある。本研究は引籠りや離職者から、特定の外国人（ジプシーやアイルランド人など）、特定の職業（鋳掛屋や行商人など）まで一括して浮浪者と呼ばれた社会集団の表象において、16世紀イングランド文学が議会制定法、歴史書、パンフレットとの相互影響関係の中で特異なイメージを発達させた過程を歴史的に解明した。

研究成果の概要（英文）：This project titled Study of the Representation of the Vagabonds in 16th Century English Literature aimed to analyze the images of the vagabonds and rogues in 16th century English literature, focusing on the complex process through which a cluster of stereotyped imagery of vagabonds, rogues, foreigners, unemployed young persons, mentally or physically handicapped persons and the aged people had fully been developed. As the outcomes of this project, three papers were published in print and five papers read in academic meetings including the Shakespeare Society of Japan and the Society of English Literature of Japan.

研究分野：イギリス・ルネサンス演劇

キーワード：シェイクスピア 16世紀イングランド文学 浮浪者 貧困問題

1. 研究開始当初の背景

16 世紀のイングランド社会には急激な人口膨張と困り込みなどによる経済システムの変化によって新たな貧困層が生まれていた。浮浪者とは健常でありながら働かない「健常な物乞い(sturdy beggar)」であるが、16 世紀イングランド社会は働く意思を持っていても雇用機会に恵まれない失業者を大量に生み出していた。本研究の対象は中世社会から近代初期社会への過渡期に生まれていた貧困者、すなわち救貧法と浮浪取締法の対象となっていた公的な社会的弱者である。本研究が 16 世紀イングランドの浮浪者に注目する理由は彼らが浮浪取締法によって犯罪予備軍と名指しされる集団、すなわち今日の社会保障制度の起源となる救貧制度を整備した 16 世紀イングランド社会が鬼子のように生みだした被差別集団であった点にある。

16 世紀イングランドの浮浪者は異なる二つの領域、すなわち文学の領域における「裏社会」パンフレット研究と社会史の領域における貧困対策史研究の視点から分析されてきた。前者の研究は A.V.Judges の *The Elizabethan Underworld* (1930) によって始まり、同書は「エリザベス朝の裏社会(Elizabethan Underworld)」という用語を定着させたのみならず、浮浪者というアウトローへの関心を生みだした。近年の Paola Pugliatti の *Beggary and Theatre in Early Modern England* (2003) も「裏社会」パンフレットを対象とした浮浪者研究である。この種の文学的アプローチの強みは文学作品における具体的な浮浪者表象の例を示してくれることにあるが、分析対象を「コニーキャッチング・パンフレット」と呼ばれる詐欺暴露本に限定する傾向が著しい。

一方、社会史の領域は John Pound の *Poverty and Vagrancy in Tudor England*

(1971) など貧困者対策に焦点を合わせた基礎的研究を生みだしてきた。なかでもよく知られるのが A.L.Beier の *Masterless Men: The Vagrancy Problem in England 1560-1640* (1985) であり、Beier は同時代の裁判記録では「エリザベス朝の裏社会」の実在が裏付けられず、文学作品やパンフレットが描く浮浪者像はフィクションである可能性が高いことを指摘している。

この二つの領域における研究成果は 16 世紀の浮浪者にかんするある不思議な現象を示唆している。同時代のイングランド人は「アイルランド人の詐欺商人(a Irish toyle)」や「体を売る小物売り(a bawdy-basket)」、「狂人乞食(an abram-man)」など、演劇作品や散文物語、パンフレットに登場するさまざまな浮浪者のイメージを理解できていた。ところが社会史研究の成果によればこの種のイメージは現実の浮浪者とは著しく異なり、その多くの部分がフィクションである。もしそうだとすれば、実態とは異なる浮浪者の差別的なイメージはいつ、どこで、なぜ、どのように生みだされていたのか。

本研究の着想は申請者が科学研究費補助金・基盤研究 C「エリザベス朝演劇における社会的弱者の表象」(平成 23 年度～25 年度)の調査のなかで、社会的弱者に対する負のイメージが法律や歴史書、パンフレット、文学作品の複雑な影響関係の中で形成される現象に気付いたことにある。

2. 研究の目的

本研究の課題は 16 世紀イングランド文学における浮浪者(vagabond)表象の分析である。本研究がこの社会集団に注目する理由は、16 世紀の浮浪者が社会変化によって生みだされた近代最初の公的な貧困者たちであり、同時代のイングランド文学がこの集団に対して差別的イメージの原点とな

る負のステレオタイプを貼りつけたことにある。本研究は引籠りや離職者から、特定の外国人(ジプシーやアイルランド人など)特定の職業(鋳掛屋や行商人など)まで一括して浮浪者と呼ばれた社会集団の表象において、16世紀イングランド文学が議会制定法、歴史書、パンフレットとの相互影響関係の中で特異なイメージを発達させた過程を歴史的に解明する。

3. 研究の方法

本研究は16世紀イングランド社会における浮浪者像の生成過程を以下の三か年計画で解析した。初年度は議会制定法に現れる浮浪者への言及、浮浪者パンフレット(今日のマフィア、暴力団組織解説書に相当)における描写、さらにはWilliam Harrisonなど歴史編纂家が現実のものとして認定する浮浪者の行動を調査・分析した。二年度は文学作品における浮浪者のイメージのデータを(a)失業者/離職者(b)鋳掛屋・行商人等の特定の職業(c)ジプシー・アイルランド人等の特定の外国人に区分し、各カテゴリーのイメージを網羅的に調査・分析した。最終の三年度は初年度と二年度に得られた現実世界のデータと比較対象を行い、上記のカテゴリー別に浮浪者のステレオタイプの生成過程を歴史的に解明した。

4. 研究成果

日本の江戸時代において無宿者や河原者と呼ばれる存在を社会関係の枠外に追いつく目に見えない(ときに可視的な)一線が制度的に存在したように、16世紀・17世紀のイングランド社会でも非就労者や住所不定者に対する差別的な一線が法的に引かれていた。1495年に「浮浪者と物乞いを取り締まる法(An Acte against vacabounds and beggers)」(11Hen.VII. c.2)が制定され、この年からイングランド社会は「職

に就かない浮浪者と疑わしい生活を送っている不審者(all suche vagaboundes idell and suspecte psones lyvyng suspeciusly)」という不明瞭な定義の下で、雇用関係の網の目に入っていない者たちを処罰対象とするようになった。本論の浮浪者とは15世紀末に始まる貧困対策においてvagabondもしくはrogue、sturdy beggarと呼ばれた貧困者である。16世紀イングランド社会の貧困研究で知られるA.L.バイアーの表現に従えば、浮浪者は「行為ではなく社会の位置づけによって」犯罪者とみなされた社会集団であり、パオロ・パリヤッティによればイングランドの浮浪取締法がヨーロッパ諸国の中で「おそらく最も強制的で過酷」であったことになる。処罰は取締法によってかなり異なるが、1572年の浮浪取締法(14Eliz.c.5)を例にとると初犯で「苦痛を与えるように鞭を与え、浮浪歴が分かるよう右の耳たぶに円周1インチの焼き鑊をあて」、再犯が重罪犯の宣告、3犯は聖職者特権や聖域特権など一切の例外を認めない無条件の死刑判決となった。

浮浪取締法は貧困対策の鞭の部分であり、飴の部分に相当する救貧法と表裏一体で1495年から1601年まで間断なく改正され、改正とともに浮浪者の範囲が拡大かつ明確化されていた。初期の1495年から1535年までは健常であるにもかかわらず労働をおこなわず、物乞いもしくは詐欺行為などで生活する人間がおおまかに浮浪者とみなされた。1548年の浮浪取締法からはその範囲が拡大され、住所不定で無職の者(とくに定住地を持たず移動して暮らす者)、雇用関係を結んでいるにもかかわらず勝手に離職する者、就労可能でありながら家に籠っている者など、今日のホームレス、引き籠り、職場放棄者に相当する者たちまでもが犯罪者と認定されるようになる(*The Statutes of the Realm*, 1 Edw.VI. c.3)。

1548年の浮浪取締法が暗黙の裡に要求していることは収入および居住に関する持続的な生活基盤を持つべし、である。言い換えれば貴族やジェントリーなど明確な居住地をもち定常的な不動産収入が見込める人間であれば、かりに引籠りでも処罰対象にはならない。逆に定住地があるのかどうか疑われやすい職業に就く人間であれば、1548年から浮浪者認定のグレーゾーンに入ったことを意味する。

1551年の「鑄掛屋と行商人に対する制定法(An Acte for Tynckers and Pedlers)」は鑄掛屋や行商人を具体的に名指して、地方巡業で生計を立てる職業人を住所不定の浮浪者とみなすようになった。「鑄掛屋と行商人など住所不定の者たちはこの王国の公共にとって有害であることは明らかであるので、以下のように定める...(Forasmuche as it is evident that Tynckers Pedlers and suche like vagrant psones are more hurtfull then necessarie to the Comen Wealth of this Realme, Be it therefore ordeyned)」(5 & 6 Edw.VI.c.21)。シェイクスピア喜劇との関連でいえば、イングランド社会はこの1551年から職業差別が法的に存在する社会になり、芝居のなかで特定の職業が言及されると観客は即座に浮浪者を連想できるようになったらしい。『じゃじゃ馬馴らし』の「序幕」に登場するクリストファー・スライ(フォリオ版のト書きでは「物乞い(Beggar)」)は以下のように華麗な転職歴を語るが、「行商人(pedlar)」、「熊使い(bear-herd)」、「鑄掛屋(tinker)」は浮浪取締法で具体的に言及される浮浪者の典型的な職業である(*The Taming of the Shrew*, Induction 2, 14-16)。演劇史においてしばしば言及される事実だが、1572年の浮浪取締法(12 Eliz. c.5)は地方巡業の規制を一気に拡大し、スライの前職である「熊使い」と並んで「インターロードの大衆芸人

(Comon player in Enterludes)」も規制対象に含めるようになった。娯楽産業に容赦ない攻撃を浴びせたフィリップ・スタッズは演劇関係者に対して「王国の法律によって浮浪者とみなされている者たちではないか?(Are they not taken by the Lawes of the realme, for Rogues & Vagabonds)」と揶揄したが、浮浪者扱いは劇団関係者にとって最も触れられたくない部分だったはずである。「大衆芸人」は貴族と雇用関係を結ばない限り浮浪者と認定されるいわば潜在的な取り締まり対象だったのである。

今日では浮浪者という遠い異国の400年前の社会的存在と『十二夜』との間にどのような関連性が存在するのか想像しようがない。ところが『十二夜』を上演する娯楽産業の従事者たち、『十二夜』を描いた当の劇作家、そして1602年頃の平日昼間にグロブ座で『十二夜』を観劇していた観客たちの多くが法的に浮浪者と認定されかねないグレーゾーンで暮らしていた。地方で定職に就けない人間がとくに若年層に増え、人口動態史の専門家による推定では、1600年頃のロンドンには無職あるいは失業中の若者たちが毎年一万人ほど流入していた。『十二夜』の作者ウィリアム・シェイクスピアもその一人であり、シェイクスピアが無職・無収入のままストラットフォードにとどまっていたらいつかは雇用関係を持たない浮浪者と認定されることになる。ロンドンの芝居小屋で芝居を上演する劇団関係者たちも、そして芝居を観る観客たちの多くも新たな機会を求めて生まれ故郷を旅立つ『十二夜』の双子たちとよく似た境遇の者たちだったのである。

男女を問わず若い世代の労働者が圧倒的に多く、しかもその約8割が地方や外国(ネーデルラント、アイルランドなど)からの流入者であった点で、1600年頃のロンドンはイングランド社会の中で唯一例外的な地域

であった。ウィリアム・シェイクスピアが双子の誕生後に故郷を後にしたのも明らかにロンドンで職を求めるためであったろう。

不動産収入で生きていけるのはごく一握りの地主階級だけであり、地主階級の長男以外はある年齢に達すれば自ら人生の道筋を切り開かなければならなかった。最も確実な選択肢はギルドに加入することである。7年から10年間のつらい徒弟期間を無事勤め上げれば今日の教員免許などに相当する「職人(journeyman)」ライセンスを獲得することができ、これはある特定の職種でほぼ確実に生涯有効な社会的ステータスを得たことを意味する。ただしギルドに加入して徒弟を始めることができるのは限られた裕福な家庭の子弟である。ギルド加入にはそれなりの支度金が必要になり、ギルドによっては数十ポンドになるからである。シェイクスピア時代の人口のおよそ半分を占め、貧困線を下回っていたと推定される「貧しい階級(poor estate)」、すなわち小作人(tenants)や使用人(servants)、日雇い労働者(day-labourers)の子女たちはある年齢に達すると、その地域に職がなければ当然のことながら他の地域、特にロンドンに流れていく。

人口動態研究から見た16世紀・17世紀のイングランド社会は出生率が死亡率を大幅に上回っているため人口ピラミッドの裾野が異常に広い、雇用関係の上で労働力があり余り、実質賃金がイングランド史上最低の水準に落ち込んだ社会であった(Wrigley&Schofield, Table A9.2, 642-44)。若い貧しい世代が仕事を見つけるのに必ずしも苦勞したわけではないが、雇用条件は不安定で仕事も間歇的にしか入らなかった。もちろんすべての若者が今日の「ワーキングプア」や「フリーター」に該当するわけではなかったにせよ、社会史学者が一様に

指摘するのは16世紀・17世紀イングランドの社会的流動性が浮浪者予備軍である若い世代で想像以上に高かったことである。同時期における若い世代の貧困問題を分析するポール・グリフィスは現実の例を挙げながら「召使が交代する割合は高く、職場を転々とする文化が発生した。若者たちは都市部を出たり入ったりし、しばらく滞在しては故郷に戻り、また出ていく」と指摘している。本研究課題はシェイクスピア劇のテキストにはまさしくこうした浮浪者予備軍の不安と欲望を表すイメージとBGMが埋め込まれ、舞台空間ではそのイメージが絶えず点滅していた現象を指摘した。

5. 主な発表論文等

(雑誌論文)(計3件)

1. 中野春夫、論文「オフィーリアの小唄 エリザベス朝イングランド社会における女性版怨み歌」、『学習院大学文学部研究年報』、査読無、第63号、2017年3月
2. 中野春夫、論文「浮浪者喜劇、『十二夜、あるいは皆様が望むもの』」、『学習院大学人文研究所紀要『人文』、査読有、第11号、pp.79-95、2016年3月。
3. 中野春夫、論文「『国王』の浮浪者 『リア王』の響きと怒り」、『学習院大学文学部研究年報』、査読無、第62号、pp.103-35、2016年3月。

(学会発表)(計6件)

1. 中野春夫、招待講演「シェイクスピア喜劇の見どころ、聞きどころ」、『品川区共催・立正大学文学部公開講座『シェイクスピア劇を観る』(於立正大学)、2016年10月5日。
2. 中野春夫、招待講演「シェイクスピア劇の小唄 400年前の艶歌、怨歌、哀歌」、『日本シェイクスピア協会・日本英文学会共催シェイクスピア祭・2016年度特別

講演（於 慶應義塾大学）2016 年 4 月 23 日。

3. 中野春夫、招待講演「エリザベス朝社会における浮浪者表象」、九州シェイクスピア研究会・第 169 回大会（於 西南学院大学）2015 年 3 月 14 日。
4. 中野春夫、招待講演「浮浪取締法とシェイクスピア劇」、関西シェイクスピア研究会 12 月例会（於 龍谷大学梅田サテライト）2014 年 12 月 14 日。
5. 中野春夫、招待講演「16 世紀イングランド社会における浮浪者のイメージ」、2014 年度神戸女学院大学人文学会（於 神戸女学院大学）2014 年 11 月 19 日。
6. 中野春夫、招待発表「浮浪者喜劇『十二夜』」、第 86 回日本英文学会全国大会（於 北海道大学）2014 年 5 月 25 日。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中野 春夫 (NAKANO, Haruo)

学習院大学・文学部・教授

研究者番号 30198163